## 中国: 商標審査審理指南(2022 年施行)の解説(要旨)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2021/12/2/art\_66\_171840.html

#### 一、制定の必要性

新時代の知的財産権活動のより高い任務と要求 に対応するため、国家知識財産権局は「中華人民 共和国商標法」と「中華人民共和国商標法実施条 例」に基づき、「商標審査及び審理基準」(元国家工 商行政管理総局商標局、商標審査委員会が共同で 制定し、以下「基準」と略称)を基礎として、最近の商 標審査審理理論と実務上の最新の成果を総括し、 商標の各業務ガイドライン、説明、内部規程を統合 し、「商標審査審理指南」(以下「指南」と略称)を制 定した。「指南」は商標の各業務手順を規範化する 規程であり、商標審査・審理活動を指導する重要な 根拠であり、一般公衆が商標出願或いはその他の 商標事務を行うときの具体的なガイドラインでもあり、 知的財産権保護の中央機関の強化、商標登録審 査・審査のワークフローの最適化、商標審査・審理 の質と効率の向上に重要な意義がある。

## 二、全体的方針と検討要素

## 指南制定での全体的な方針:

商標審査審理基準との一致を厳格な目標とし、 商標業務の全ての手続きをカバーし、様式を統一し、 内容が整備された指南を作成し、商標事業の高品 質な発展を支援し、知的財産権管理能力の現代的 レベルを向上させるための根拠を提供する。

#### 作業プロセスで堅持した原則:

- 1. 正しい方向性
- 2. 一般大衆の関心に応える

商標登録手続きの最適化、商標審査審理原則の 具体的要件の明確化、公平公正の促進

## 3. 合法的規則制定

民法典、商標法第4回改正及び関連法律法規に基づき、関連規定の継続性、安定性と将来性、開放性の統一を確保し、他の知的財産権法との整合性を確保

## 4. 厳格な保護

商標の悪意ある先取り、販売目的登録などの違法行為を打撃、馳名商標の認定要件の厳格化、不良な影響のある商標の管理制御、商標の顕著性、識別性要件、出願人の信義誠実原則を強化し、合理的な商標出願の指導、商標資源の保護、商標制度の良好な運営と高品質の商標の創造を促進

## 5. 実務に立脚

近年の商標審査審理の実務経験を全面的に総

括、確認、発展させ、対応レベルの向上、新技術・ 新業態の発展要求に適応

#### 6. 統合と統一

商標の各業務手順の統合し、用語の統一、審査 と審理の適用基準を統一

#### 三、主な内容

指南は上下 2 編からなり、上編は方式審査と事 務処理で、現行の各方式審査基準と作業規程を整 理、最適化しており、下編は商標審査審理編で、商 標審査審理の実務的基準である。

#### 四、改正版の概要

### (一)上編 「方式審査と事務処理編」

方式審査と事務処理編は、商標業務内容に基づ き5部25章からなる。

各部では、商標出願の方式審査、商品役務と商標検索要素の分類、商標の変更・更新・譲渡などのその他の商標業務の審査、マドプロ国際商標登録の審査及び商標出願事務処理を順次明確にしている。

## 第1部: 商標出願形式の審査(第1章~第5章)

第1部の「商標申請方式審査」は商標法、商標法 実施条例の規定と行政手続きの基本原則に基づき、 各商標申請業務の既存申請指南、関連規程を修正、 統合し、実務経験を総括して作成した。

#### 第1章:方式審査の一般要件

商標出願の方式審査のまとめと概括で、書面審査、第一回補正通知と効率確保の三原則を確認している。

本章の方式審査手続、願書の基本要件、身分証明書、主体資格証明書類の規定は、上編第 1 部、第3部及び第4部の関連業務にも適用される。

#### 第2章:登録出願の方式審査

商標出願の法律根拠、出願ルート、方式審査内容を詳述し、審査結果の状況、優先権主張の対応、出願却下の規定を明確にした。なお、新しいタイプの商標の出願要件を初めて系統的に規範化した(本章 3.1.4 節)。

#### 第3章:異議申立の方式審査

異議申立の法律根拠、方式審査、答弁及び補充 証拠資料の審査、異議申立人の変更などの内容を 含む。異議申立提出日、利害関係人、不受理状況 と補正状況、異議申立却下を明確にした。本章には、 先の権利者や利害関係人、答弁資料、補充証拠資 料(第3章、第4章、第5章参照)に関する規定が あり、商標評審と国際商標異議申立の方式審査に も適用される。

## 第4章:評審の方式審査

評審の各申立の法律根拠、審査種別、各申立の 要件と方式審査、答弁と補充証拠資料の要件、代 理人変更と解除などの内容を含む。

## 第5章:登録商標取消申立の方式審査

3 年連続不使用による登録商標取消と一般名称 化した登録商標取消の2種類の取消申立審査の法 律根拠、申立書類と具体的な審査内容、期限計算、 書類送達、使用証拠の受領、審査過程における変 更、審査結果と申立却下などの関連内容を含む。

本章は登録商標、特にマドプロ国際登録商標の 登録満 3 年の起算基準を明確にし、文書送達率を 高めるためにその他の送達先を列挙した(本章 1.4.2 節)。

## 第2部:商品役務と商標検索要素の分類(第6章~ 第9章)

商品や役務と商標検索要素の分類は商標登録 部門が職権で自発的に行う。出願人が出願した商 標の構成要素は検索要素に、指定された商品と役 務は類似群に変換しなければならない。本第2部は 関連する国際条約の規定を参照し、商品サービス 分類と商標文字、図形などの検索要素の分類に関 する規定と実務経験を総括して作成した。

## 第6章:商品役務分類

商品役務分類の法律根拠、出願原則、分類の原則と基本的要件を明確化し、特に商品役務の指定でよくある問題をまとめて列挙した。

## 第7章:商標文字検索要素分類

商標名と漢字、ピンイン、英語、字母、数字、意訳 (翻訳)、及び特殊文字の要件での典型的事例を含む。

## 第8章:商標図形要素分類

1988 年 5 月から「商標の図形要素の国際分類に関するウィーン協定」に基づく「商標図形要素の国際分類」を適用し、調整し利用している。図形要素含む 7 種別を整理し、図形要素に基づく分類適用原則の典型的例を列挙した。

### 第9章:商標その他の検索要素の分類

主に音の商標の要素区分し原則をまとめた。

## 第 3 部:その他の商標審査業務(第 10 章~第 12 章)

商標法第4章「登録商標の継続、変更、譲渡と使用許可」及び商標法実施条例第4章「登録商標の変更、譲渡、継続」に基づく関連審査業務を整理し、 KyK-ip 関連業務では方式審査と実体審査を明確に区別し ていない。

## 第 10 章: 商標変更などの申請の審査基準

商標権者/出願人の名称や住所の変更、代理人の変更、国内文書受取人(外国出願人/権利者の場合)の変更及び商標出願/登録事項の訂正の4部を含む。出願人の名義が複数回変更された場合、それを明確にすれば、1回で現在の名義に変更することができることを明確化(本章1.2節)。変更申請の撤回と中止の具体的な事情と審査を明確化(本章1.7節)。代理機構の変更は商標出願のみで、登録商標は申請が不要であることを明確化した(本章2.3節)。

## 第11章:商標権の処分などの申請

登録商標/商標出願の譲渡と移転、登録商標の使用許諾届出(当事者の変更、早期終了)、登録商標専用権の質権登録、登録商標の商品/役務の削除、登録商標の取消や抹消、登録商標未更新による抹消の6つの内容を含む。

商標譲渡/移転は民事的権利の処分に関し、実 務上は一定の論争が存在するため関連問題に対し て重点的に対応した。

- ①いくつかの特殊な種別の移転申請の処理方式 を明確化(本章 1.2.2 節):
- ②混同やその他の不良影響を招きやすい譲渡の 具体的な事例を列挙(本章 1.7 節):
- ③マドプロ国際登録商標を含み同一、類似商標の一括譲渡(本章 1.5 節)。

## 第12章:登録商標の更新

各手続きの一般的な規定に加えて、更新出願が 承認されない具体的な事情を明確化した。

# 第4部:マドプロ国際商標登録審査(第13章~第18章)

商標法及びその実施条例、マドプロ関連国際条約に基づき、WIPO事務局作成の関連規定、国内関連規程及び実務経験を総括、整理し、マドプロ国際商標登録審査のすべての業務の審査の具体的な要件と内容を含む。各章におけるマドプロ国際商標登録関連申請書式に関する説明は WIPO 事務局が発表した最新の英語版書式を例として作成した。

## 第 13 章:マドプロ国際商標出願の審査

2

# 第 14 章:マドプロ国際商標出願事後指定の審査

国家知識産権局の職能は主に国際登録出願の商標が国内ですでに出願或いは登録され、出願人の関連資格、出願書類と記載事項の審査、手数料の転送と国内商標の失効後の通知である。マドプロ国際商標出願と事後登録商標手続きについては、出願、補正、手数料の納付、商標庁に対応を要す

る意見書、無効の通知に至るまでの、出願人が出願書類を作成し、審査官の審査までの明確で客観的な基準を示した。

## 第15章:国際商標登録異議申立の方式審査

中国を指定する国際商標出願に対する異議申立、 答弁、補充資料、出願撤回の審査を含む。

# 第 16 章:マドプロ国際商標登録領土拡張出願の審 査

中国を指定国とするマドプロ出願は WIPO 事務局での方式審査後、国家知識産権局に通知される。 実体審査前に指定商品と役務を中国語訳し検索する。マドプロ出願の実体審査基準は国内商標出願の実体審査の基準と同じである。

# 第 17 章:マドプロ国際商標中国領土拡張出願事後 指定の方式審査

# 第 18 章:マドプロ国際商標中国領土拡張出願事後 指定の実体審査

第 17 章には国際登録の国内移行出願と国際段階の補正が、第 18 章には国際登録の名称や住所所の変更、譲渡、更新、削除、抹消、合併、放棄などが含む。

#### 第5部:商標出願の事務処理(第19章~第25章)

商標出願指南、商標登録ファイル管理弁法、商標電子出願に関する規定などの法規と実務に基づき、書類の受信と送達、手数料納付、ファイル管理、電子出願などの商標出願事務に関する内容を系統的に整理した。

## 第 19 章: 商標出願書類の受領

商標出願受領業務規程、商標出願日、提出日及 び期限満了日の算定方法及び代理人による届出手 順を説明した。

#### 第20章:商標費用

商標手数料の種類、納付期限及び納付日、納付 方法と返金などを含む。

## 第21章:商標書類の送達

商標書類の送付方法と対応する解釈を説明し、 送達者、送達日を明確に規定し、未達の処理、書類 の照会の具体的な方式を規範化した。

## 第22章:証明書の発行と再発行

商標登録部門が発行する証明書は優先権証明、マドプロ国際商標登録の商標登録証、商標の変更・更新・譲渡証明書、商標登録証の再発行の 4 種類であり、関連審査事項と証明書を再発行しない場合を明確化した。

### 第23章: 商標ファイル

商標ファイルの定義と形式、商標ファイル保存範囲、整理の原則、保存要件、保管と廃棄などの事項 KyK-ip を含む。第三者による商標ファイルの閲覧・複製に重点を置き規定と解説を説明した(本章3節)。

#### 第24章:商標公告

商標登録部門が商標公告で公示する 30 種類を 列挙し、マドプロ国際商標登録公告を説明した。

#### 第 25 章: 電子出願規定

電子出願利用者、商標電子証明書、電子出願の 受信、電子発信及び電子登録証などの内容を含み、 電子出願に関する注意事項を規定し、他の形式出 願と異なる特殊な要件を説明した。

#### (二)下編 「審査審理編」

審査審理編は全 19 章からなり、「基準」を基に改訂し整備したので、継続性と改善がある。構成として、指南では審査と審理に区分けするのではなく、商標法の条文順に各章節を並べ、審査と審理での異なる一連の考慮要素の違いを明確化した。

各章の内容の編成では、概要のほか、解釈を設け、指導事例を組み込み、関連条項の適用を詳説し、指南の確定性を強化した。内容的には、近年の法律、理論と実務の進展に基づき、実体的基準に増補、改善と修正を行った。

#### 1. 「概要(概述)」を新設

下編全体を統括し、商標審査審理での基本原則、 範囲と基本概念を明確化した。

基本原則では、現行の商標法の規定及び商標登録権利確認の実務における普遍的な観点から商標審査審理業務上、信義誠実、登録主義・使用補充の原則、合法的先の権利保護、標準的執行の原則と個別審査及び権利濫用防止の5つの基本原則を標準とする。

商標審査審理の範囲では、絶対的理由と相対的 理由の概念を明確化し、審査と審理に手続きに分 け、商標法と実施条例の規定に厳格に従い、概念、 法文の適用などの面から各手続きでの審査と審理 の境界を明確化した。

基本概念では、商標、顕著性、商標の同一と類似、同一・類似の商品と役務、混同、商標の使用、不正な手段と悪意の7つの基本概念について説明した。

# 2. 「使用を目的としない悪意のある商標出願の審 査審理」を新設(第2章)

①解釈を「出願人が生産事業活動の必要性に基づかずに大量の商標出願を提出し、真実の使用意図が欠如し、正当な商標資源がなく、商標登録秩序を乱す行為」と明確化(本章 2 節);

②判断考慮要因には出願人の基本状況、商標 出願を提出する全体状況などを含む(本章 4 節):

- ③9 種類の典型的な状況を列挙、事例紹介と説明(本章 5、6 節)。出願人による防御目的での同一・類似の商標出願行為の承認(本章 2 節):
- ④審査、異議と評審での一連の考慮要素と適用 の違いを明確化。考慮要素は、審査では審査中に 発見された手がかりを主とし、異議、評審では証拠 を主とする(本章 4 節)。

適用状況からは、手続きの機能と資料の違いにより、異議と評審手続きでのみ考慮されることを明確化(本章5節)。その他、当事者が共謀して法的規定を回避するのを防ぐために、出願人本人が出願した商標に限らず、出願人と談合或いは特定の身分関係またはその他の特定の関係のあるものが出願した商標も含むことにした。商標譲渡は商標出願人が本条項に違反した場合の認定に影響を及ぼさないとの規定も含む(本章5節)。

# 3. 商標法第 10 条に対応する「商標にできない標識 の審査審理」の内容を充実(第 3 章)

第 10 条は商標として登録し使用してはならない 標識を規定しており、本条の審査審理手続における 適用基準は今回の改正の重点の一つである。

- ①特定の種類の商標の異なる情況での審査審理条項の適用を区別。国名に関わる商標について、異なる状況での審査審判規定の適用を区別(本章2.1,3.1.1,3.8.2.3 節)。民族の名称に関する商標に異なる状況での審査審判規定の適用を区別(本章2.6,3.6,3.8.3.4 節)。
- ②1 項(7)号の「欺瞞的性格を帯びているもの、一般大衆に商品の品質などの特徴或いは産地を誤認させやすいもの」具体的な適用状況を訂正、充実。(本章 3.7.1.5 節)。最初の文字が「国」の標識の審査審理基準を新設(本章 3.7.1.1 節)一般大衆の人物の肖像と同一・類似する標識の審査審理基準を追加。(本章 3.7.2.6 節)。一定の知名度を有する教育機関、スポーツ団体、環境保護団体、慈善団体などの名称、標識と同一・類似する標識の審査審理基準を追加(本章 3.7.2.7 節)。重要なイベント、展示会、重大な考古学の発見の名称、標識などと同一・類似する標識の審査審理基準を明確化(本章 3.7.2.8 節)。
- ③第10条1項(8)号の「その他の有害な影響を及ぼすもの」の解釈と判断方法を訂正、具体的適用情況を調整、充実(本章3.8.2.1、3.8.2.2 節)。国名(本章3.8.2.3 節)。中国の経済、文化、民族、宗教、社会に消極的で負の影響を及ぼしやすく、公共の利益を損ない、公共の秩序を乱す情況(本章3.8.3 節)。中国の国レベルの新区、重点開発区の名称を新設。(本章3.8.3.1 節)。規範的でない漢字を含む標識の審査 KyK-ip

審理を細分化。(本章 3.8.3.3 節)。民族、人種の尊厳や感情を害する標識を追加。(本章 3.8.3.4 節)。 警察官などの階級標識を追加(本章 3.8.3.7 節)。中国での突発事件を追加(本章 3.8.3.8 節)。重大な国家プロジェクトや科学技術プロジェクトなどの名称を追加(本章 3.8.3.3.9 節)。烈士(殉職者)の名前を追加(本章 3.8.3.10 節。

④地名を含む商標の具体的な審査審理条項の 適用を改善(本章 3.9 節)。

# 4. 普通商標の顕著な特徴の審査審理を修正、充 実(第4章)。

- ①概念の明確化。商標の顕著性の概念の解釈を改善し、「一般名称」「単なる直接表示」「品質」「主要原料」「機能」「重量」「数量」の概念の解釈を追加(本章 2.1.2.2 節)。
- ②初めて各種の顕著性欠如による登録禁止の理 論的根拠を明確化(本章 2.3.4 節)。
- ③指定役務での商標の顕著性の審査審理に関する内容を補充。
- ④商標の使用により獲得した顕著性の判断基準 を「国内関連公衆の認知」から「関連公衆の認知」に 変更(本章 2.4 節)。
- ⑤その他の顕著な特徴が欠けている場合を修正、追加。商標に顕著性が欠ける場合で指定商品に一般的に使用される外装を商品の外装(本章3.3.5節)と指定商品の容器或いは装飾の図案(本章3.3.6節)に分離、更に、日常用語(本章3.3.12節)、出願人の単なるフルネーム(自然人を除く)」(本章3.3.10節)、インターネット流行語とインターネット流行顔文字(本章3.3.13節)、常用される標識記号(本章3.3.14節)、祝祭日名(本章3.3.15節)、格言警句(本章3.3.16節)などの追加。
- ⑥顕著性が欠ける文字と図形が相対的に独立している商標の顕著性判断規則の変更。

商標が独立した文字と独立したその他の要素から構成し、文字部分が顕著性を欠く場合、当該商標 全体は顕著性を欠くと認定しなければならないと変 更。なお、審査意見書の手続きも同時に定めた。

# 5. 商標の同一、類似の審査審理の充実と改善(第 5章)

- ①基本概念を改善(本章 2 節)。関連司法解釈を 参照し、商標の同一・類似、同一商標・役務、類似 商品・役務の6つの基本概念の定義を改善。
- ②区分表に記載のない商品と役務の類似関係を 判定する考慮要因の追加(本章 2 節)。
- ③商標の同一・類似判定原則と方法を改善。商標の同一・類似で分離観察判定方法の新設(本章

- 3.1 節)。その他の手続きでは、先の商標の顕著性、 先の商標の知名度、関連公衆の注意度、及び商標 出願人の主観的意図などの要素も考慮する(本章 3.2 節)。
- ④商標の同一性判断基準の改善。文字商標の同一判断では誤認混同の要件を削除、商標に僅かな差異がある場合、同一商標と認定(本章 4.1 節)。 図形商標の同一判断では商標の図形が構図要素、表現形式など視覚においての基本的に違いがないことをいう。(本章 4.2 節)。
- ⑤商標の類似判断の具体的適用を改善。図形商標の類似判断では、保護範囲を拡大、保護度を強化(本章 5.2.2 節)。結合商標の漢字部分の同・類似判定における否類似の例外を追加。(本章 5.3.1 節)。普通商標と団体商標、証明商標が同一・類似する審査基準を追加(本章 6 節)。

# 6. 立体標識の商標の顕著性などを修正、充実(第6章)

- ①商標法及び国際的慣例に合わせ「立体標識商標」の表現を統一的に採用し、「立体商標」を使用しない。
- ②立体標識商標の顕著性の判断規則を修正。商品自体の立体形状、商品の包装或いは容器の立体形状は商標としての顕著性がないことを改めて明確化(本章 3.2.1、3.2.2 節)。立体標識商標が顕著性を欠く立体形状と顕著性のある他の平面要素との組合せの場合、出願人は顕著性を欠く立体形状部分に対する商標専用権の放棄を宣言(本章 3.2.4.3 節)。
- ③固有の顕著性を欠く立体標識商標が長期或い は広範な使用により顕著性を獲得している場合、審 査意見書で証拠や説明の要求を追加(本章 3.2.5 節)。
- ④立体標識商標の機能性の審査を充実。(本章 3.3.3 節)。
- ⑤立体標識商標間の同一・類似の審査審理基準 を調整。立体形状のみからなる立体標識商標間の 類似判定基準を追加(本章 3.4.1.1 節)。立体標識商 標が立体形状と平面要素からなる場合の類否判断 (本章 3.4.1.2、3.4.1.3 節)。

# 7. 色彩の組合せ商標の審査審理を修正、充実(第7章)

- ①法律根拠は商標法実施条例第 13 条、第 43 条とする。
- ②色彩の組合せ商標の定義を改善し、色彩の組合せ商標の保護対象、使用方法、顕著性の説明を追加。色彩の組合せ商標の使用方法の説明を追加。色彩の組合せ商標の顕著性の説明を追加、顕著性 KyK-ip

- の審査審理基準を改善。長期的或いは広範な使用 を通じ顕著性の獲得を明確化(本章 2 節)。
- ③色彩の組合せ商標の使用禁止条項に対する 審査及び事例と注釈を追加(本章 3.1 節)。
- ④色彩の組合せ商標の顕著性判定の考慮要因 を補足、審査意見書による使用証拠の提出要求(本 章 3.2 節)、使用による顕著性獲得判定の考慮要因 (本章 3.2.2 節)、併せて事例と注釈を追加。
- ⑤色彩の組合せ商標の方式審査を上編に移動、 異なる手続き段階の責任範囲の審査を明確化。
- ⑥色彩の組合せ商標の同一・類似の認定基準を 明確化(本章 3.3.1、3.3.2 節)。

## 8. 音声商標の審査審理を充実(第8章)

- ①法律根拠に商標法実施条例第 43 条を追加。
- ②音声商標は一般的に固有の顕著性に欠け、長期的或いは広範な使用を通じ顕著性を獲得できることを明確化(本章2節)。
  - ③音声商標の方式審査を上編に移動。
- ④音声商標の使用禁止条項と顕著性の審査を 改善。音声商標の使用禁止条項違反の事例、音声 商標の顕著性の審査考慮要因、他の顕著性に欠け る音声部分に「商品使用やサービス提供で避けら れない、或いは通常現れる音の種類、音声商標が 使用により顕著性を獲得したか否かを判定する注 意点を追加(本章 3 節)。
- 9. 団体商標、証明商標の審査審理を充実、改善 (第9章)
  - ①編集方法を調整。
- ②法律根拠を第8条、第10条2項、第11条と
- ③団体商標と証明商標の標識審査の内容を追加(本章3節)。
- ④団体商標の補充と証明商標に特有の審査を改善(本章 4 節)。
- ⑤地理的団体標識、地理的証明商標標識の審 査を追加(本章 5 節)。
  - ⑥地理的団体標識の充実と改正(本章 6 節)。
- 10. 馳名商標の審査審理の要件を充実、改善(第 10章)
- ①「必要に応じた認定の原則」の意味を改善(本章 3.3 節)。
  - ②信義誠実をより強調(本章 3.4、5.4 節)。
- ③すでに認定された馳名商標の再保護関連規定 を追加(本章 5.5 節)。
  - ④証拠提出範囲を更新(本章 5.3 節)。

5

⑤商標審査審理実務に合せ他人の馳名商標の 「翻訳」の定義(本章6.3節)を細分化、誤認混同の具 体的な情況(本章 7.1 節)を併記。

# 11. 被代理人、被代表者の無断商標登録の審査審理を改訂(第 11 章)

- ①無効宣告申立を 5 年以内に提出する関連記載 を「指南」上編に移動。
- ②代理人、代表者が商標登録取得手続きで、民 法典の規定に基づき、「被代理人、被代表者が当該 出願行為を知り、かつ合理的な期間内に反対しな い場合、代理人、代表者は被代理人、被代表者か ら授権したと見做す」という記載を削除(本章 6 節)。

# 12. 特定関係者の商標登録の審査審理を改訂(第 12章)

- ①無効宣告申立を 5 年以内に提出する関連記載 を「指南」上編に移動。
- ②「先使用」に関する判定基準を調整し、中国市場のみの使用制限を削除(本章4節)。
- ③よく見られる「その他の関係」に「商標出願人と 先使用者の事業所が近い」を追加(本章 5.3 節)。

# 13. 商標代理機構による商標出願の審査審理を改善(第13章)

- ①法律根拠に商標法実施条例第84条を追加。
- ②商標代理機構の範囲を明確するため、以下を 追加(本章 2 節)。
- ③代理サービスの内容について補足説明(本章 3 節)。

# 14. 他人の先の権利を毀損の審査審理を改訂、補充(第14章)

- ①民法典、不正競争防止法などの関連法律の制定、改正に伴い、氏名権、肖像権を改訂(本章 3.4、3.5 節)、「知名商品に特有な名称、包装、装飾」を「一定の影響を及ぼす商品名称、包装、装飾」と変更、調整(本章 3.7 節)。
- ②「地理的標識」を先の権利と追加、適用要件と 競合する法条関係を明確化(本章 3.6 節)。
- ③「その他の保護すべき先の合法的権益」を追加明確化(本章 3.8 節)。

# 15. 他人が既に使用し一定の影響を及ぼす商標の 審査審理を改訂、補充(第 15 章)

- ①未登録商標であることを明確化(本章2節)。
- ②適用考慮要素を改善(本章3節)。
- ③商標の中国での使用の限定を削除。代わりに使用による影響が中国の要件を満足すると関連する定義と証拠材料に反映(本章 4.1、4.2 節)。
- ④商標として使用することができない標識は、使 用しても「すでに使用されるとともに一定の影響を及 ぼす商標」とは認定しない。
- ⑤商標が一定の影響を及ぼすか否かの判定時 KyK-ip

点を「係争商標出願日前」に変更(本章 4.3 節)。

- ⑥「不正手段」の判定考慮要素を改善(本章 5 節)。 16. 商標法 44 条 1 項の欺瞞的な手段或いはその 他の不正な手段で登録商標を取得の審査審理を改 善(第 16 章)
- ①各界の幅広い意見により、解釈基準に「商標異議申立と登録却下再審で参考に適用できる」を追加 (本章 2 節)。
- ②「適用の制限」を「事件証拠に基づき商標法の他の条項を適用し、係争商標を却下、無効宣告できる場合、明白な悪意の場合を除き、第44条1項を適用しない」と追加(本章3.2.4節)。

## 17. 登録商標取消事件の審査審理を改善(第17章)

- ①登録商標を自ら変更したか否か、商標権者の名義、住所或いはその他の登録事項を自ら変更したか否かの判定を併記(本章 3 節)、登録商標の3年連続不使用の判定を再編成(本章 5 節)。
- ②電子商取引、インターネット取引の発展に対応 しインターネット、電子商取引プラットフォームの取 引文書、取引記録を商標使用の判定に追加(本章 5.3、5.4 節)。
- ③規範的でない実際に使用した商品を指定商品の使用とすることを追加(本章 5.2 節)、「他人の商標に係争商標を貼付行為の認定」「複数の類似登録商標の使用(一人多標行為)の認定」と「単純な輸出行為の認定」の追加(本章 5.4 節)。

## 18. 商標法第 50 条の適用基準を整備(第 18 章)

「基準」の第 10 部の記述をさらに規範化したほか、第 50 条(失効後 1 年間の同一商標登録不可)の適用範囲、適用情況、期間計算方法を細分化(本章 3 節)

#### 19. 審査意見書の適用を明確化(第 19 章)

「基準」の第 11 部の関連内容に比べて、審査官が実体審査手続における意見書での自由裁量部分を明確化。審査意見書発行日から出願人或いはその代理人の応答日までの期間は商標審査期限に入れない。審査官が自由裁量で出願人に説明または修正を要求できる 18 の情況を列挙。

